

1 答 申 第 1 号  
令和元年5月13日

久留米市選挙管理委員長 石 原 廣 士 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

平成31年3月5日付け30選第400号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報をDVD等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【選挙管理委員会事務局】

#### 2 審議会の意見

選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報を提供するに当たり、オンライン結合等により行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

ただし、提供する選挙人名簿の情報は非常に重要なもので、漏えいには細心の注意を払う必要があり、提供に当たっては十分なセキュリティ対策を行い、個人情報の安全性の確保に努めることを付言する。